

令和8年9月30日

大分県「宿泊税」の新設

大分県から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

新設される大分県宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	大分県
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	大分県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税收の用途	大分県の「持続可能な観光地域づくり」を目指し、地域資源の魅力向上、旅行者の受け入れ環境の充実、戦略的な誘客と県民生活の質の確保との両立その他の観光の振興を図る施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊について、次の宿泊料金の区分に応じて定める額 ・5千円未満 100円 ・5千円以上2万円未満 200円 ・2万円以上10万円未満 500円 ・10万円以上 2,000円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約18.6億円
課税免除等	・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約6千万円
課税を行う期間	条例施行後3年を目途（その後は5年ごと）に見直しを行うこととする規定あり

- ・令和8年 6月26日 大分県議会にて条例案可決
- ・令和8年 7月 7日 総務大臣協議
- ・令和8年 9月30日 総務大臣同意
- ・令和9年 1月以降 条例施行（予定）

連絡先
自治税務局企画課
担当：小西課長補佐、立川係長、大原、有村
電話：03-5253-5658
Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp
※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
しております。送信の際には「@」に変更してください。